

A 様

世田谷区監査委員	田	中	文	子
同	中	根	秀	樹
同	下	山	芳	男
同	高	橋	昭	彦

#### 住民監査請求について（通知）

令和6年2月27日付5世監第187号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項に定める監査を実施しないことと決定したので通知します。

#### 記

法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象は、地方公共団体の執行機関又は職員についての、違法又は不当な①公金の支出、②財産の取得、管理又は処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されており、当該地方公共団体の住民は、これらの違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実のいずれかがあると認めるときに、監査委員に対し、その監査を求め、非違の防止、是正等のため必要な措置を請求することができるものである。

したがって、住民監査請求をするにおいては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に個別的、具体的に示し、かつ当該行為等が違法又は不当であるとする理由を摘示することを要するとされている。

しかし、本件措置請求においては、上記①から⑥のいずれかに該当するいかなる行為をもって住民監査請求の対象とするのか、明確ではなく、住民監査請求の対象となる当該行為等が違法又は不当であるとする理由の摘示もされていない。

よって、本件請求については、法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。



## 世田谷区職員措置請求書

世田谷区長 に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

令和5年9月9日、世田谷区立男女共同参画センターらぷらすは「離婚をめぐる法律・制度活用講座 法律編」を実施し、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■弁護士（以降、「■■■■■■■■■■氏」）が講師として、講座を担当した（甲第1号証「チラシ」・甲第2号証「音声データ」）。（※講師謝礼は25,000円（甲第3号証））

講座の中で、■■■■■■■■■■氏は別紙1の内容を約20名の参加者に指南した（甲第2号証「音声データ」40:25～41:47）。これは財産分与の対象となる財産を隠す「不法行為の指南」にあたる。

夫婦間の財産隠しについては、浦和地方裁判所川越支部平成元年9月13日民事部判決で、妻が財産分与となる国債を隠していた事案で、妻に夫の財産分与請求をする機会を喪失させた不法行為があったとして、その隠していた財産の半分の金額の支払いを命じる判決が出ているためである。

当該不適切な内容の指南をしたことについて、■■■■■■■■■■氏が所属する東京弁護士会に懲戒請求を行ったところ、同会綱紀委員会第1部会によって①当該指南が不適切であったこと②■■■■■■■■■■氏に深い反省の意が認められることに対する認定がなされた（甲第4号証「議決書」）。

世田谷区が公金を支出して実施した離婚講座であれば、通常そこで「不法行為の

指南」が行われるとは考えにくく、当該不法行為は「区の御墨付きである」との誤認を与えることとなり、後に指南どおりに財産隠しをし、法的なペナルティを課せられた参加者からの訴訟や、実際に不正な財産隠しの被害に遭った区民からの損害賠償請求などのリスクを、区が背負うこととなる。

については、区による■■■■氏からの事実関係の聴取及び公表を行い、次年度以降「女性限定の離婚講座」の実施を見送るとともに、■■■■氏が講師を務めた令和2年から令和5年までの4年間の講座参加者約80名が「不正な財産分与逃れ」を実行していないかどうか、区による調査及び結果の公表を求める。

## 2 請求者

住所 東京都世田谷区■■■■■

氏名 (自署)  
■■■■■

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年 2月 27日

世田谷区監査委員あて